

平成25年市議会第1回定例会

一般会計予算など

37議案を可決

平成25年市議会第1回定例会が2月27日から3月25日までの27日間の日程で開催されました。

今議会では、条例等16件、平成24年度補正予算8件、平成25年度当初予算9件、議員提出議案4件の計37議案が審議されました。

議案の主な内容は、条例では、厳しい財政事情に鑑み、市長等の給料等の減額措置を延長するための「本庄市長等の給料及び期末手当の額の特別に関する条例の一部を改正する条例」など。

予算では、総額を歳入歳出それぞれ272億2900万円とする「平成25年度本庄市一般会計予算」など。議員提出議案では、「北朝鮮の核実験に抗議する決議」など4件が上程され、市議会は3月25日、すべての議案を可決、同意して閉会しました。

議長に 早野 清氏
副議長に 岩崎信裕氏

議会最終日の3月25日に議長・副議長選挙が行われ、議長に早野清氏、副議長に岩崎信裕氏がそれぞれ選出されました。



議長 早野 清氏



副議長 岩崎 信裕氏

公平委員会委員に

中村憲司氏

公平委員会委員に中村憲司氏を再任することで同意が得られました。



中村 憲司氏
(兒玉町児玉)

「本庄の歴史街道」
「鎌倉街道と中山道」
を刊行しました



兒玉市街や本庄市街を通り、まちや文化を育んできた「鎌倉街道」と「中山道」。この二つの街道の歴史をまとめた「本庄市の鎌倉街道と中山道」を刊行しました。

「本庄市の養蚕と製糸」に続く本庄市郷土叢書第2集となり、随所にカラー写真を織り交ぜ、分かりやすく解説を加えました。郷土学習の資料として、また歴史散歩を楽しむ人にもおすすめです。

図書館や歴史民俗資料館、塙保己一記念館などでご覧になることができます。希望者には販売もしていますので、ご利用ください。

体裁 A4版 56ページ
価格 500円

取り扱い 文化財保護課(市役所4階)

★文化財保護課 ☎1186

MYSTERY NIGHT TOUR2013

稲川 淳二の怪談ナイト



日時 9月15日(日)
午後5時～
(開場 午後4時30分)
会場 市民文化会館
料金 (全席指定)
前売 5,250円
当日 5,700円
※チケットは、5月18日(出)から市民文化会館及び各ブレイガイドで発売します。

*お問い合わせは下記へ
★市民文化会館 ☎2841

「総検校塙保己一先生遺徳顕彰会」

の総会が開催されます

郷土出身の偉人、塙保己一先生の遺徳と事績を広く社会に顕彰するため、遺徳顕彰会が設立され、活動しています。下記のとおり総会を開催しますので、ぜひご参加ください。



日時 6月1日(土) 午後2時～4時
会場 セルディ
内容 総会、兒玉中学校吹奏楽部による記念演奏
★総検校塙保己一先生遺徳顕彰会事務局(セルディ内)
☎8851

市民税・県民税のおしらせ

★課税課☎1123

市民税・県民税の納税方法

○普通徴収 自営業者等が該当し、通常6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて個人で納税する方法です。

○給与からの特別徴収

毎月の給与から天引きし、6月から翌年5月までの12回に分けて納税する方法です。

○公的年金からの特別徴収

4月1日現在において65歳以上で、年額18万円以上の公的年金を受給している人のうち、介護保険料が公的年金から特別徴収されていて、平成25年度に市民税・県民税が課税となる人が、原則として特別徴収の対象となります。

なお、平成24年度年金特別徴収対象の人で平成25年度も対象となる人は、平成24年度に通知済の仮特別徴収税額が引き続き平成25年4・6・8月に年金から天引きされます。

納税通知書の発送

給与特別徴収の納税通知書を5月中旬に事業所へ、普通徴収の納税通知書を6月上旬に納税義務者へそれぞれ発送する予定です。

給与・公的年金等以外の所得がある場合

給与・公的年金等以外(平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税については、確定申告などを行う際に、確定申告書等の第二表の『給与・公的年金等に係る所得以外(平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択』欄にある、「自分で納付」の部分にチェックを記入することにより普通徴収で納めることができます。申告書の控えをご確認ください。

市外に住んでいる家族を扶養している場合

扶養対象者の所得について、住所地の市区町村に照会をし、扶養できるかどうか確認しています。なお、住所地が不明などの理由で確認できない場合は、申告した人に問い合わせをします。

申告書の内容の確認・訂正について

市では、納税通知書を発送する前に、税務署で申告した人の申告内容のうち、次の各項目について確認し、必要に応じて訂正しています。

- ・扶養にできない人を扶養にしているなど、受けられない控除を受けている場合
- ・申告書の計算が誤っている場合
- ・申告書の記載に不備がある場合
- ・申告した給与や年金の金額と、市に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額が、異なる場合

※確認・訂正のため、申告書の内容について、申告した人に対して、市から問い合わせをする場合があります。

平成25年度(平成24年分)所得・課税証明書の交付は6月上旬の予定です

所得・課税証明書を交付できる人は次の①～④に該当する人です。

- ①市民税・県民税の申告をした人
- ②確定申告をした人
- ③勤務している会社等から給与支払報告書が市へ提出されている人
- ④年金支払元から年金支払報告書が市へ提出されている人

①～④以外の人は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を交付することができません。

※収入がない人、家族の扶養になっている人でも①～④に該当しない場合は同様です。

※申告をした後で市民税・県民税の税額を決定します。決定後、所得・課税証明書が交付できます。なお、税額の決定については、最長で2か月程度かかりますので、早めの申告をお願いします。

忘れていませんか!!

市民税・県民税申告

申告を済ませていない人は、
速やかに申告をお願いします。

